《まちづくり資料集》

元気なまちをみんなの力で!

<u></u> 目 次

[1]	愛荘町	Jまちづく	り交付金	金・・・			• • •	P 1	
		問い合わせ知	七:総務課		TEL 4 2	2-768	O(直通)		
[2]	自治/	\ウス整備	事業・	• • •		• • •	• • •	P2	
		問い合わせ知	七:総合政	策課	Tel 4 2	2-768	4(直通)		
[3]	元気な	まちづく	り支援	各会省 位	1事業・		• • •	Р3	
		問い合わせ名					4(直通)		
[4]	新規戶	1治会設立			• • • •	• • •		Р4	
	471790	問い合わせ名		-	Tr. 4.2	2-768		• •	
[5]	³-	ユニティ助 ユニティ助					• • •	P.5	
		問い合わせ名			· · · · · · · -	2-768	⊿(直涌)		
[6]	tth t武 a	<u> </u>				• • •		Р7	
101	1619(O	プイインへ 問い合わせを			Tcı 🗸 ′	2-768	√(卓温)	1 1	
[7]	悉世田	<u> </u>				100		Р8	
	复壮叫	リエル塚児問い合わせ名			Tel 1	760	4 (古洛)	ГО	
101	ᄣᄱᆂᄱ			_	151.4.2	<u> </u>	4(旦迪)	D	
[0]	消火	5災交付金			T 4 (7.00		Р9	
703	4-152	<u>問い合わせタ</u> 433=8 =C**			IEL 4 2	<u>2-768</u>	<u>U(但囲)</u>	D 4	4
[9]	土涯 写	智課所管	110-70-1-0-1	~		• • •		P 1	1
7 4 0		<u>問い合わせを</u>			IEL 3	7-805	5(直通)	5 4	
[10])】目治	台会活動傷			• • •	• • •	• • •	P 1	3
		問い合わせ知	七:総務課		TEL 42	<u>2-768</u>	O(直通)		
各種	補助金	見直し(さ	と正・終 かんだん かんだん かんだん かんだん かんだん かんだん かんしん かんしん	(学乙	年度表	• • •	• • •	P 1	5
補助領	金のス	ケジューノ	٠ ٠ يا	• • •			• • •	P 1	6
110-53	<u></u> • > > \	, , _ ,	•					• •	

平成26年4月 愛 荘 町

《1》 愛荘町まちづくり交付金

■ まちづくり交付金とは

住民と行政の協働(パートナーシップ)による町行政施策の推進および各自治会行政の推進を図ることを目的として予算の範囲において、愛荘町まちづくり交付金を交付します。

■ 交付金の額は

交付金の明細および額の算定は、下表に基づいておこないます。

明細	算定基準	交付時期	問合せ先
文書等配布手数料分	当該年度の4月1日現在における各自治会の文書等全戸配布実数に交付単価(2,400円)を乗じた金額 ※各自治会の長のほか、配布実数5以上のアパート等に配布する者に対し交付するものとする。ただし、愛知川自治会については、各総代を交付対象とする。 算定明細文書等全戸配布実数×交付単価(2,400円)	5月	
地域活動交付分	当該年度の4月1日現在における各自治会の次に掲げる世帯数区分の世帯数割交付額とします。 ※各自治会の長に対し交付するものとする。ただし、愛知川自治会については、各総代を交付対象とする。 算定明細 世帯数区分の世帯数割の交付額 (世帯数は、4月1日現在値) 世帯数割(下表のとおり) (単位:円) 世帯数 交付額 100世帯以下 100,000 101世帯から200世帯まで 150,000 201世帯から300世帯まで 200,000 301世帯以上 250,000	5月	総務課 (愛知川庁舎) Tel42-7680
地域自主活動交付分	当該年度の4月1日現在における各自治会の文書 等全戸配布実数に交付単価(<u>500円</u>)を乗じた金額 ※各自治会の長に対し交付するものとする。 算定明細 文書等全戸配布実数×交付単価(500円)	5月	

[※]随時内容を見直します。

≪2≫ 自治ハウス整備事業(新築・増改築)

■ 自治ハウス整備事業とは

各自治会で展開されている住民の自主的、自発的なまちづくり活動の一層の定着と、地域住民による心ふれあう笑顔いっぱいの元気なまちづくりを促進するため、自治ハウスの整備について予算の範囲内で助成を行います。

■ 事業主体

自治会

■ 補助の対象となる経費と補助金の額は

項目	内容
新築 (自治会施設の 老朽化・人口増に 伴う建替えを含む)	1. 建物等 集会所の建築または購入に要する経費 (ただし、外構工事費、既存建物除却費、備品整備費等は対象としない。)
増改築	自治会施設の老朽化や人口増等による増改築工事する経費 1. 増改築の場合 既存の集会所施設の床面積を増加し、又は集会所施設の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分若しくは電気設備、給排水工事等建物施設と一体となって効用を果たす設備を取り替え、若しくは取り付ける経費 2. 改修の場合 既存の集会所施設の一部を改善し、又は改築する経費 ⑥ 補助金限度額 500万円 ⑥ 補 助 率 1/2 * 補助金の交付を受けることができるのは、上記の1および2について一つの自治会等につきそれぞれ1回限りとします。

■ 事業実施期間は 平成29年度末(平成30年3月末日)で終了する予定です。

聞い合わせ先 愛知川庁舎 総合政策課 Tel42-7684 Fax42-6090

《3》 元気なまちづくり支援資金貸付事業

■ 元気なまちづくい支援資金貸付事業とは

地域住民による個性あふれる元気なまちづくりが進められるよう、各自治会が実施する地域の振興や集落の活性化を目的とした事業に要する資金の貸付を行います。

■ 貸付対象者は

自治会

■ 貸付対象事業は

下記のいずれかに該当する事業です。

- (1) 町の補助を受けて実施する事業の受益者負担分
- (2) 自治会の単独事業で集落づくりに資する事業
- (3) その他、自治会運営上特に町長が必要と認めた事業

※神社、仏閣に関する事業は、対象外とします。

■ 貸付金の限度額は

1自治会当たり20,000,000円以内とします。

■ 貸し付け条件は

貸付利子は、年利率O. 5% (無担保)。元利均等年賦償還で、償還期間は10年以内とします。

■ 事業実施期間は

新規借入申請の受付を平成29年度末(平成30年3月末日)で終了する予定です。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 総合政策課 Tel: 42-7684 Fax: 42-6090

≪4≫ 新規自治会設立支援事業

■目的

円滑なコミュニティ活動ができるよう新規自治会を設立するにあたって、必要な備品等の整備に要する経費に対し補助金を交付します。

■ 事業主体

自治会設立後2年以内の自治会

■ 補助の対象となる事業は

区分	施設または設備
≻安心・安全・安らぎ環境	防犯灯、カーブミラー、自転車駐輪場、ごみ集積所、草
のまちづくり事業	刈機、掲示板、案内板、花壇、除雪機等
>共に育つ学びと文化のま	テント、視聴覚機器、遊具、スポーツ用品、イス、テー
ちづくり事業	ブル、印刷機、パソコン等
➣安心すこやか健康・福祉	トレーニング用品、健康管理器具等
のまちづくり事業	
⇒共に築く協働のまちづく	掲示板、案内板、冷暖房器具、自治会のシンボルづくり
り事業	等

■ 補助金の額は

補助基本額(45万円)× 2/3(補助率)= (最高額 30万円)

■ 事業実施期間は

平成29年度末(平成30年3月末日)で終了する予定です。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 総合政策課 Tel: 42-7684 Fax: 42-6090

≪5≫ コミュニティ助成事業(宝くじ助成)

【自治会等関係部分を抜粋】

■ コミュニティ助成事業とは

(財) 自治総合センターが宝くじ受託事業収入を財源として実施するもので、住民が行うコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及・広報活動を推進する。

■ 事業主体

地区住民のコミュニティ組織

(地域防災組織育成助成事業については自主防災組織・消防団等)

※公民館、社会福祉協議会、財団法人、商店会、営利団体、宗教団体、趣味の愛好会等は コミュニティ組織とは認められないので留意すること。

■ 助成の対象となる事業

- ※助成額は次の範囲内(10万円単位で端数切捨て)とし、(財)自治総合センターが申請内容(申請額を含む)を審査のうえ、決定する。
- (1) 一般コミュニティ助成事業
 - ●助成対象
 - ○コミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に関する事業 (太鼓、御輿、テント、視聴覚機器、グラウンド・コミュニティ公園整備等)
 - ●助成金の額
 - 100万円~250万円
- (2) 地域防災組織育成助成事業
 - ●助成対象
 - 〇自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設または設備の整備に関する事業(可搬式動力ポンプ、ホース、携帯無線機、発電機、ヘルメット等)
 - ※消防団、少年・幼年消防クラブ、防火管理協議会、単なる町内会等の集まりなどは、 自主防災組織と認められないので留意すること。
 - ●助成金の額
 - ア. 一定地域の自主防災組織が行う被害防止・軽減活動に直接資する整備事業30万円~200万円
 - イ. 消防団の装備拡充、地域住民の協力を得るための設備整備事業 50万円~100万円
- (3) コミュニティセンター助成事業
 - ●助成対象
 - ○当該地区のコミュニティ活動の推進のために必要な多目的な総合施設(コミュニティセンター)の建設整備に関する事業
 - ●助成金の額
 - 対象となる総事業費の3/5以内(1,500万円限度)
- (4) 青少年健全育成助成事業
 - ●助成対象
 - ○市町またはコミュニティ組織が主体となって行う、主として親子で参加するソフト

事業

(スポーツ・レクリエーション活動、文化、学習活動、その他コミュニティ活動のイベント等)

※コミュニティ組織の運営費補助となるものではないので留意すること(コミュニティ組織等が行うもののモデルとなる事業が望ましい)

●助成金の額

30万円~100万円

■ 助成の条件

助成の対象となった施設または設備およびイベント等ソフト事業のポスター等に宝くじの 助成を受けた旨の表示をするほか、コミュニティ誌・広報誌等を通じて宝くじの普及・広報に 努めること。

■ 申請時期など

事業を実施する前年度の10月~11月頃申請書を町へ提出する。(その後、県を通じて(財) 自治総合センターに送付する。

■その他

2つ以上の自治会から申請があった場合については、過去に助成を受けていない自治会を最優先とします。また、過去に助成を受けた自治会についても、助成年度の古い順に優先します。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 総合政策課 Tel: 42-7684 Fax: 42-6090

《6》 地域の未来づくり支援事業

■ 地域の未来づくり支援事業とは

自治会で展開されている住民の自主的なまちづくり活動の一層の促進を図るため、自治会が 「地域のまちづくり計画」に基づいて自発的に実施するまちづくり事業に要する経費(審査会 で認められたものに限る)に対し補助金を交付します。

■ 事業主体は

自治会

■ 補助金の対象となる事業は

自治会が実施する次のようなまちづくり活動の必要経費

区分	項目名	施設または設備
安心・安全・やす	・やすらぎ居住環境の整備	防犯灯、カーブミラー、パトロール資材、啓
らぎ環境のまち	・地域安全と防災体制の強化	発看板、防犯・防災マップ、ごみ集積所、草
づくり事業	・環境の保全	刈機、除雪機、花壇、親水公園整備、散歩道
	・循環型社会の構築	整備、太陽光発電設備など
共に育つ学びと	・生涯学習の推進	イス、机、視聴覚機器、印刷機、パソコン、
文化のまちづく	・生涯スポーツの推進	冷暖房器具、スポーツ用具、テント、ネット
り事業	・歴史文化の継承と活用	フェンス、広場整備、伝統文化の継承、地域
	・芸術文化の振興	史の発行など
	・青少年の健全育成	
安心すこやか健	・健康づくりの推進	トレーニング用具、健康管理器具、遊具、子
康・福祉のまちづ	・子育て支援の充実	どもの居場所づくり・介護予防教室、世代間
くり事業	・高齢者・障がい者福祉の充	交流イベント等の事業費など
	実	
	・地域福祉の推進	
共に築く協働の	・人権の尊重	掲示板、住宅案内板、自治会のシンボルづく
まちづくり事業	・男女共同参画社会の構築	り、地域の木植樹、地域文化の発信事業、人
	・多文化共生の推進	権・国際理解講座等の事業費、集会施設の修
	・コミュニティの振興	繕、駐輪場・駐車場整備など

■ 補助金の額は

平成24年度から3年間の継続事業です。

- ◎ 補助基本額 500万円(ただし、300世帯以上の自治会は750万円)
- ◎ 補助率 2/5
- ◎ 補助金限度額 200万円(ただし、300世帯以上の自治会は300万円)

■ 事業実施期間は

平成26年度末(平成27年3月末日)で終了します。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 総合政策課 Tel: 42-7684 Fax: 42-6090

《7》愛荘町生活環境整備対策事業

■ 愛荘町生活環境整備対策事業とは

各自治会が管理する里道および排水路の整備を図り、もって住民の生活環境の向上に寄与するため、町長が適当と認める団体が行う生活環境整備対策事業に要する事業費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

■ 事業主体は

自治会

■ 補助の対象となる事業費は

住民の生活環境の向上に寄与するために行う里道、排水路の整備に必要な測量費と工事費です。(用地・補償に係る経費は、補助の対象としません。)

■ 補助率は

測量費および工事費の80%

■ 補助金の額は

事業費に要した金額が50万円以上で、補助金の額は、1件650万円を限度とし、同一年度内1件以内です。

■ その他

詳細については「愛荘町生活環境整備対策事業補助金交付要綱」をご覧下さい。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 建設・下水道課 Tel:42-7694 Fax:42-5887 E-mail:kensetsu@town.aisho.lg.jp

≪8≫ 消防防災交付金、補助金

①自治消防防災組織育成交付金

×	分	細	B	種	算金額	支払方法	
自衛消防組織交付金		組織運営経費		自警団員数〉	員一人 <11,000円	白込合における白海巡防	
		5組織 燃料費等諸経費		ポンプ・積載車燃料費 10,000円		自治会における自衛消防 組織(自警団)の組織運営 経費の交付金として区長 に交付する。	
		年末特別	夜警経費	年末特別夜警諸経費 10,000円			
自主防炎	災組 織	組織運	営 経 費	各組織	30,000円	自治会における自主防災 組織の運営ならびに訓練 等経費の交付金として区 長に交付する。	

2自主防災組織資機材整備費補助金

区分	細目	補助対象経費	補助率	補助限 度額
自主防災育成 事業	防災資機材整備 事業	自主防災会の充実、育成を図るため、防災用の資機材の購入に要する経費	2/3	80万円

3消防防災施設等整備費補助金

区分	細目	補助対象経費	補助率	補助限
			11025-1-	度額
	防火水槽設置事業	防火水槽(有蓋)40t級 にかかる新設、改修工 事に対する経費	地元負担金 1 / ※ただし、地 100万円を上	6 元負担金は
消防施設整備事業	消防詰所整備事業	自治会で組織されている自衛消防班が活動する消防詰所及び車庫の 新築、改築に要する経費	1/2	250万円
	消火栓整備事業	自治会で新たに設置す る消火栓整備に必要な 経費(上水道工事費)	2/3	上限、下 限なし
	消火栓器具整備事業	自治会が整備する消火 栓器具の購入に対し必 要な経費(ボックス、ス タンドパイプ、管鎗、 バルプキー、ホース)	2/3	上限、下限なし
消防設備整備事業	小型動力ポンプ・ 積 載 車 整 備 事 業	自衛消防班が使用する、小型動力ポンプおよび積載車の整備に対し、必要な経費	地元負担金 1 /	
	消防器具等整備事業	自衛消防班の活動に係 る安全装備品および消 防器具等の整備に対す る経費	2/3	上限、下限なし
	消防防災施設等移設 (撤去)事業	自治会が整備するため に支障となる消防防災 施設等の移設(撤去) に対する経費	1/2	100万円

■ 事業実施期間は

平成29年度末(平成30年3月末日)で終了する予定です。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 総務課 Ta:42-7680 Fax:42-6090 E-mail: somu@town.aisho.lg.jp

《9》生涯学習課所管補助制度

■ みんなで築く生涯学習のきちづくり事業補助金

1. 目的

互いの人権を大切にし、住民が相互に協力をしながら課題や方向性について話し合い、その 実現に向けて自主的・自発的に取り組むコミュニティ活動を促進するため、自治会が行う事業 に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2. 関係条例・要綱

愛荘町補助金等交付規則、愛荘町みんなで築く生涯学習のまちづくり事業補助金交付要綱

3. 補助対象事業及び補助金額

予算の範囲内において、愛荘町みんなで築く生涯学習のまちづくり事業補助金運用基準に基づく補助金の交付とする。

事業	補助対象経費等					
共に築く協働の まちづくり事業	さまざまな世代や地域団体が参加し、自主的・主体的なコミュニティ活動を通して地域の課題を地域で解決する住民自治のまちづくり事業を推進するための事業に要する経費。 ① 学習会等の開催 (未実施は不交付) ア・集落人権学習会(男女共同参画・国際・国内交流の推進を含む)、上限額 10,000円イ・地域課題学習会等(ボランティア・NPO育成支援講座、子育て学習会、防災・防犯・交通安全教室など) 上限額 10,000円					
	② 組織の育成 (未組織は不交付) 人権教育や青少年育成推進のための組織が集落ごとにつくられ、その活動が活発になるための経費。 ア. 人権教育推進組織 均等割 5,000円					
	③ 広報の発行 (未組織は不交付) 地域における様々な取り組みについて、住民の視点から情報発信するための集 落広報の発行経費。 (広報発行回数×1,000円(上限額12,000円))					

※ただし、随時内容を見直します。

■ 地域子ども育成活動事業助成金

1. 目的

子どもの健やかな成長を支える場である地域において、人間関係の再構築や地域の教育機能の再生を目指すことを目的とし、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の高揚と子どもの育成に関わる事業推進に努めたモデル地区に予算の範囲内で助成金を交付する。

2. 関係要綱

地域子ども育成活動事業助成要綱(愛荘町青少年育成町民会議所管)

3. モデル地区指定について

町内全自治会を対象とし、希望のあった数地区を年間指定します。

4. 助成事業について

- 〇助成対象事業
 - ①話し合い活動(子どもの課題を明らかにする「語る会」、学習会など)
 - ②親子(地域)ふれあい活動(共同作業体験、花壇作り、あいさつ運動など)
 - ③料理・手芸・花づくりなどの創作活動を通じての交流
 - ④明るい家庭づくり活動(家庭内の家事分担体験など)
 - ⑤その他(草の根ハウス等の開放、反省会・次年度の計画など)
- ○補助対象事業の留意点

地域の特色を生かして実情に合った取り組みを進め、年間3回以上の活動事業を実施する。また、活動内容を記録し、その成果について学習会等で発表をする。

事業に要した経費は、予算の範囲内で助成金を交付する。対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を助成。助成限度額は30,000円

その他地域子ども育成活動事業助成要綱に基づき助成します。

■ ふれあい交流活動促進事業費補助金

1. 目的

町民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、地域が行う人権問題の解決をめざした交流学習活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2. 関係要綱

ふれあい交流活動促進事業補助金交付要綱(愛荘町人権教育推進協議会所管)

- 3. 補助事業について
 - ◎ 補助対象事業
 - ①集落のむらづくりをつうじての交流
 - ②スポーツ・レクリエーション活動を通じての交流
 - ③料理・手芸・花づくりなどの創作活動を通じての交流
 - ④人権問題についての話し合いを通じての交流
 - ⑤その他の交流
 - ◎ 補助対象事業の留意点

集落や地区人推協が主催される交流活動で、学習活動を中心に、最低2時間以上実施されたもの。各自治会10名以上の参加とし、うち女性が1/3以上参加されるよう努めること。

他団体から補助金が出る場合は対象となりません。

1回の活動に対して、1人1,000円×参加人数と対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額を補助する。補助限度額は50,000円

その他ふれあい交流活動促進事業補助金交付要綱に基づき補助します。

■ 問い合わせ先

秦荘庁舎 生涯学習課 Tel:37-8055 FAX:37-4192 E-mail:syogaku@town.aisho.lg.jp

《10》自治会活動傷害等保険事業

■ 自治会の活動に伴う様々な損害をワイドにカバーする保険です。

※なお、保険内容の詳細については、パンフレットを参照くださいますようお願いします。

○自治会負担額・・・・1世帯当たり 250円/年間

項目	内容	保険金額
賠償責任	自治会が管理する施設の事故または業務遂行上の事故で住民の方が、自治会活動中に他人にケガをさせたり他人の財物を損壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に被害者に支払う賠償金などの費用を支払います。	1 事故限度額:1 億円
傷害保険	自治会の会員および区長の依頼を受けた 方が、自治会活動中にケガをした場合に保 険金を支払います。(自宅を出発してから 自宅に帰られた時まで補償) 住民の方が自治会活動等に参加中にケガ をされた場合に、保険金を支払います。	死亡・後遺障害 1,000 万円 入院・1 日につき 6,000 円(180 日限度) 通院・1 日につき 3,000 円(90 日限度)
傷害見舞費用	自治会の招待客が、自治会活動中にケガを して入院した場合、自治会が慣習として見 舞金を支払う場合に保険金を支払います。 (自治会会員以外の人も対象となりま す。)	3,000 円~10 万円
費用損害保険	自治会活動の開催地における降水(雨・あられ・雪など降水量として測定されるもの)によって屋外で行う予定の自治会活動が中止または延期になった場合、それによって生じた費用損害の70%が支払われます。 ※自治会保険パンフレットの費用損害を参照してください。	損害額の70% 限度額:50万円

^{◎「}事故発生報告書」の記載例は次頁のとおりです。

■ 問い合わせ先

愛知川庁舎 総務課 Tel:42-7680 FAX:42-6090

E-mail: somu@town.aisho.lg.jp

		J	<u>治会活動保険事故報告書(区長主管用)</u>	
事	故	日	平成 26 年 5 月 1 日 14 時 00 分(24時間制)	
事	故場	所	住所 滋賀県愛知郡愛荘町軽野甲100	
			名称 愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	
被	害	者		
			フリカッナ アイショウ マチコ	
			氏名 愛荘 町子 TEL(0749) 37 - 2051	
			生年月日 昭和 35 年 1 月 15 日 (53 歳) 性別 □ 男 ☑ 女	
医	療 機	関	住所 〒 529 - 1234 - 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子822	
傷 病 位	名(ケガク)部)	右足首捻挫、右腕骨折 ケガをされた部位がわかるように記入すること。]
事;	故の状	況	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	:
(詳糸	田に記入下さ	(N)	走っていたところ先頭の走者と接触し転倒。	
			当日診察を受け、現在通院中である。	
			主催(共催)者名(町、自治会)と区長からの依頼で参加したことを明記すること。	
加	害	者		
(賠允	償責任保		フリカ゛ナ	
			氏名 TEL() -	
	賠償責任物件 費用損害物件		見積金額 F	円
上				
保険金された何約を締まる。 供しまで 契約の	個人情報を、事系 結する引受保険 す。また、保険会 引受・支払を含む	· 目的につ 、本書続きの 会社(保険 社が受領 よない	· ·	

事故発生の日から15日以内に提出願います。

各種補助金見直し(改正・終了等)年度表

番号	補助金名称	改正・終了年度 (予定)
≪1≫	愛荘町まちづくり交付金	
≪2≫	自治ハウス整備事業	平成 29 年度終了
≪3≫	元気なまちづくり支援資金貸付事業	平成 29 年度終了
« 4 »	新規自治会設立支援事業	平成 29 年度終了
≪5≫	コミュニティ助成事業(宝くじ助成)	
≪6≫	地域の未来づくり支援事業	平成 26 年度終了
≪ 7 ≫	愛荘町生活環境整備対策事業	平成 29 年度終了
≪8≫	消防防災交付金、補助金(自治消防防災組織育成交付金を除く)	平成 29 年度終了
« 9 »	生涯学習課所管補助制度	
≪10≫	自治会活動傷害等保険事業	